復興庁令・省令

○復興庁令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令

1　福島県知事は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四十五条第二項の規定により協議をし、又は同意を得ようとするときは、協議書に地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に記載しようとする法第四十五条第二項各号に掲げる事項を記載した書類その他農林水産大臣が定める書類を添えて、これらを当該各号に定める者（協議又は同意に係る者に限る。）に提出するものとする。

2　法第四十五条第二項第一号又は第三号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとする場合における前項の協議書及び書類は、復興局長を経由して提出するものとする。

附　則

この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

○復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十六条第二項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令

福島県知事は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により協議をし、同意を得、又は通知をしようとするときは、協議書又は通知書に地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に記載しようとする法第四十六条第二項各号に掲げる事項（協議、同意又は通知に係る事項に限る。）を記載した書類その他経済産業大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを復興局長を経由して当該各号に定める者（協議、同意又は通知に係る者に限る。）に提出するものとする。

附　則

この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

省令

○農林水産省令第三十三号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十五条第三項及び第七十四条の規定に基づき、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則

（出願料軽減申請書の様式）

第一条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号。以下「令」という。）第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第二条　令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第二号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第三条　令第五条第一項又は第六条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第五条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四十二条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第三十八条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第三十八条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第五条第二項各号に掲げる書面又は令第六条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第四条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が認定新品種育成事業の実施主体であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（資金の額及びその調達方法を記載した書面の様式）

第五条　法第四十二条第五項の書面は、産業復興再生計画に定められた法第三十八条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

（地域森林計画区域の変更等に係る事項の案の公告）

第六条　法第四十五条第三項の規定による公告は、同条第一項各号に掲げる事項の種類、当該事項を定める土地の区域並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

（種苗法施行規則の一部改正）

2　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十二条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第四条の確認書の番号

第十九条に次の一項を加える。

6　福島復興再生特別措置法第四十二条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第四条の確認書の番号を記載しなければならない。